

化学物質に関する法改正の動き

一般社団法人 日本試薬協会 安全性・環境対策委員会
(執筆担当：東京化成工業株式会社 荻野 忠芳)

化学物質に関する法律で令和3年9月から令和3年11月までに改正があったものの概要を紹介いたします。これらは概要のため、すべての内容は網羅していません。詳細は、必ず官報または当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認ください。

1. 労働安全衛生法 関係

1) 新規化学物質の名称の公表

①厚生労働省告示第348号(令和3年9月27日付)により、法第57条の4第3項の規定に基づき新規化学物質の名称が、新たに193件公表されました。

(通し番号：29436～29629)

【安全衛生情報センターホームページ：

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-245-1-0.htm>】

②厚生労働省告示第391号(令和3年11月25日付)により、法第57条の4第3項の規定に基づき新規化学物質の名称が、新たに1件公表されました。

(通し番号：29630)

【安全衛生情報センターホームページ：

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-247-1-0.htm>】

2) 新規化学物質の名称を公表する件の一部改正

厚生労働省告示第382号(令和3年10月29日付)により、事業者からの届出修正により過去に公表した物質のうち名称に誤りがあることが判明した3物質の名称が訂正されました。

【安全衛生情報センターホームページ：

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-246-1-0.htm>】

2. 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) 関係

令和3年政令第288号(令和3年10月20日付)により、対象物質が令和5年4月1日から変更されることになりました。

○第一種指定化学物質数：462物質→515物質

○第二種指定化学物質数：100物質→134物質

【経済産業省ホームページ：

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html】

※改正後の第一種及び第二種指定化学物質一覧リストなどは下記をご参照ください。

【製品評価技術基盤機構ホームページ：

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/msds/msmate.html>】

3. 麻薬及び向精神薬取締法 関係

令和3年政令第250号(令和3年9月8日付)により、以下の5物質が麻薬、3物質が向精神薬(第三種向精神薬)として指定されました。

1) 麻薬に指定された5物質

物質①

1-(ジエチルアミノ)エチル-2-(4-イソプロポキシベンジル)-5-ニトロベンズイミダゾール

(通称名：Isotonitazene)

物質②

1-(1,2-ジフェニルエチル)ピペリジン
(通称名：Diphenidine)

物質③

5-ペンチル-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-2,5-ジヒドロ-1H-ピリド
[4,3-b]インドール-1-オン
(通称名：CUMYL-PEGACLONE)

物質④

メチル=3,3-ジメチル-2-[1-(ペンタ-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]ブタノアート
(通称名：MDMB-4en-PINACA)

物質⑤

1-[1-(3-メトキシフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン
(通称名：3-MeO-PCP)

2) 向精神薬に指定された3物質

物質①

7-クロロ-5-(2-クロロフェニル)1,3-ジヒドロ-1-メチル-2H-1,4-ベンゾジアゼピン-2-オン
(通称名：DICLAZEPAM)

物質②

6-(2-クロロフェニル)-1-メチル-8-ニトロ-4H-s-トリアゾロ[4,3-a][1,4]ベンゾジアゼピン
(通称名：CLONAZOLAM)

物質③

8-ブロモ-6-(2-フルオロフェニル)-1-メチル-4H-s-トリアゾロ[4,3-a][1,4]ベンゾジアゼピン
(通称名：FLUBROMAZOLAM)

(施行日：令和3年10月8日)

【厚生労働省ホームページ：

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc6174&dataType=1&pageNo=1】

4. 医薬品医療機器等法 関係

1) 指定薬物の追加

令和3年厚生労働省令第174号(令和3年10月21日付)により、次の4物質が指定薬物に指定されました。

- ① N-(1-アダマンチル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-3-カルボキサミド及びその塩類
- ② キノリン-8-イル=3-[(4,4-ジフルオロピペリジン-1-イル)スルホニル]-4-メチルベンゾアート及びその塩類
- ③ 1-(ジエチルアミノ)エチル-2-(4-メトキシベンジル)-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
- ④ 1-[1-(ベンゾ[b]チオフェン-2-イル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類
(施行日：令和3年10月31日)

【厚生労働省ホームページ：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000794396.pdf>】

5. 輸出貿易管理令 関係

令和3年経済産業省令第74号(令和3年10月15日付)により、輸出貿易管理令の一部が改正されました。化学物質に関連すると思われる箇所を以下に記載いたします。

○化学製剤の原料物質の追加(規制内容の強化)
AGの合意事項を踏まえ、下記の原料物質(24種類)が貨物等省令第2条第1項第1号のキの後に追加されました。

ノ メチルホスホロジクロリダート
オ エチルホスホロジクロリダート
ク メチルホスホロジフロリダート
ヤ エチルホスホロジフロリダート
マ ジエチルクロロホスファイト

ケ クロロフルオロメチルホスフェート
フ クロロフルオロエチルホスフェート
コ *N*・*N*-ジメチルホルムアミジン
エ *N*・*N*-ジエチルホルムアミジン
テ *N*・*N*-ジプロピルホルムアミジン
ア *N*・*N*-ジイソプロピルホルムアミジン
サ *N*・*N*-ジメチルアセトアミジン
キ *N*・*N*-ジエチルアセトアミジン
ユ *N*・*N*-ジプロピルアセトアミジン
メ *N*・*N*-ジメチルプロパノアミジン
ミ *N*・*N*-ジエチルプロパノアミジン
シ *N*・*N*-ジプロピルプロパノアミジン
エ *N*・*N*-ジメチルブタノアミジン
ヒ *N*・*N*-ジエチルブタノアミジン
モ *N*・*N*-ジプロピルブタノアミジン
セ *N*・*N*-ジイソプロピルブタノアミジン
ス *N*・*N*-ジメチルイソブタノアミジン
ン *N*・*N*-ジエチルイソブタノアミジン
イ *N*・*N*-ジプロピルイソブタノアミジン

(施行日：令和3年12月15日)

【安全保障貿易情報センター (CISTEC) ホームページ：

<https://www.cistec.or.jp/export/express/211015/211015index.html>】

以上